平成２７年（フ）第４２５号
大阪市北区西天満３丁目６番35号
破産者　株式会社ＡＴＧサービス
1　破産債権の届出期間　平成27年６月９日まで
2　一般調査期日　平成27年７月９日午後２時
平成27年４月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３０号
栃木県足利市朝倉町３丁目31番地31、開始決定時の住所群馬県太田市東新町298番地
破産者　矢部　利江
1　破産債権の届出期間　平成27年６月16日まで
2　一般調査期日　平成27年７月16日午後４時30分
平成27年５月１日　前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第６３２号
東京都世田谷区北烏山１丁目２番５―210号
破産者　山下瑠美子
1　破産債権の届出期間　平成27年６月25日まで
2　一般調査期日　平成27年８月21日午前11時
平成27年４月28日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

債権者集会等の期日

平成２６年（フ）第１１０４２号
千葉県八千代市村上1113－１　１街区33棟820号
破産者　冨川　重順
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後１時30分
平成27年４月27日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第３２５９号
大阪府摂津市東別府４丁目１番18―401号
破産者　髙橋　英一
異議申述期間　平成27年６月17日まで
平成27年４月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４０号
島根県雲南市木次町木次861番地の内第１の１
破産者　有限会社飯塚組
異議申述期間　平成27年６月26日まで
平成27年５月１日　松江地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２６年（再）第４号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
再生債務者　株式会社ＡＳＳ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成27年４月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２６年（再）第４２号
千葉県我孫子市我孫子４丁目３番25号
再生債務者　医療法人緑生会
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再）第４６号
東京都世田谷区北烏山１丁目55番46号
再生債務者　本田榮一こと　本田　栄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年４月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２６年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘３丁目６番地４
再生債務者　馬場建設株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年４月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第４号
愛知県西尾市城崎町４丁目26番地
再生債務者　株式会社ＡＳＳ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　名古屋市中区丸の内３丁目５番10号　名古屋丸の内平和ビル３階　服部一郎法律事務所　弁護士　服部　一郎
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年４月28日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第６０号
兵庫県西宮市甲東園１丁目２番12―203号
再生債務者　土佐　正則
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月19日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月26日から平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２３号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目３番３号　ウッディコート104号
再生債務者　東　啓樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月19日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月26日から平成27年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第９号
秋田市新屋松美町11番34号　フレグラントホームⅡ202号
再生債務者　嵯峨　和宏
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４号
栃木県那須塩原市下永田３丁目1161番地３
再生債務者　茂田　　実
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月12日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（再イ）第３１号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目１番４―202号
再生債務者　吉野　和博
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第４４号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目18番２棟201号
再生債務者　髙浦ルミ子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第４５号
千葉県千葉市緑区越智町1701番地236
再生債務者　麻生　有紀
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第５号
千葉県木更津市大久保６丁目21番９号
再生債務者　黒川　浩司
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
4　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
千葉地方裁判所木更津支部